

(別紙2)

令和8年度呼吸器感染症予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

今般の呼吸器感染症は、日本のみならず全世界に及ぶ重大な課題である。呼吸器感染症全般についての適切な情報の公表や正しい知識の普及等を行い、社会全体で共通の課題に取り組む必要がある。そのため、これまで結核予防週間事業で培ってきた成果を生かすために、令和6年度から結核予防週間と同時期に「呼吸器感染症予防週間」を設定し、呼吸器疾患などの感染症について積極的な普及啓発活動を行い、呼吸器感染症全般に対する国内のみならず国際的な予防対策の一層の推進を図ることとする。

2 主 催（案）

厚生労働省、都道府県、保健所設置市、特別区、公益社団法人日本医師会、公益財団法人結核予防会及び公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会

3 後 援（案）

文部科学省、内閣感染症危機管理統括庁、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益財団法人日本学校保健会、公益社団法人国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、一般社団法人生命保険協会、全国女性団体連絡協議会、公益社団法人日本診療放射線技師会、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人健康・体力づくり事業財団、特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人日本歯科医師会、一般社団法人日本呼吸器学会、一般社団法人日本公衆衛生学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本環境感染学会、一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会及び公益社団法人日本化学療法学会

4 実施期間

令和8年9月24日（木）から9月30日（水）まで

5 重点目標

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症や細菌性肺炎などの呼吸器感染症（以下、「呼吸器感染症」という。）に対する正しい理解を得るため、地域の団

体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

なお、同じ期間に実施する「結核予防週間」及び「非結核性抗酸菌症啓発週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図ることとする。

6 呼吸器感染症予防週間における標語

『正しく知ろう、呼吸器感染症のコト』

7 実施工事等（例）

（１）呼吸器感染症予防週間の周知（各主催団体）

呼吸器感染症予防週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して呼吸器感染症予防週間の周知を図る。

（２）資料の配布（各主催団体）

呼吸器感染症に対する関心を高めるため、関係各機関等に呼吸器感染症予防のためのパンフレット、リーフレット等を配布する。

（３）講演会、講習会等の開催（各主催団体）

呼吸器感染症の予防活動を推進するため、関係団体を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

（４）児童・生徒への呼吸器感染症の知識の普及（各主催団体）

呼吸器感染症の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

（５）街頭啓発活動の実施（各主催団体）

呼吸器感染症予防週間の周知と国民一般の呼吸器感染症に対する関心を喚起するため、呼吸器感染症予防を周知する語句の入った風船、広報ポケットティッシュ等を手渡すなどして呼吸器感染症予防思想の普及を図る。

（６）報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、呼吸器感染症予防週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に呼吸器感染症の予防に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

（７）その他

上記のほか、各種集会の開催など各地域で適宜、呼吸器感染症予防週間の趣旨に沿った行事を行う。